

**伊勢市バリアフリーマスターplan
(移動等円滑化促進方針)
(案)
基本的な方針～届出制度**

令和2年〇月

伊勢市

【 目 次 】

1. 伊勢市バリアフリーマスターplan策定にあたって	1
1-1. 計画策定の背景と目的	1
1-2. マスターplanの位置づけ	2
1-3. 計画期間	4
2. 移動等円滑化促進地区の抽出	5
2-1. 移動等円滑化促進地区とは	5
2-2. 移動等円滑化促進地区の選定	6
3. 基本的な方針	10
3-1. 伊勢市のバリアフリーに関する問題点	10
3-2. 基本理念と基本方針	13
4. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路	14
4-1. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路に関する考え方 ..	14
4-2. 移動等円滑化促進地区の設定	17
4-3. 移動等円滑化の促進に関する取り組み	21
5. 行為の届出	23
5-1. 届出制度の概要	23
5-2. 届出制度の対象の指定	24
6. 情報の収集、整理及び提供	
7. 移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保	
8. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進	
9. 移動等円滑化促進方針の評価	

あいさつ

市長 鈴木 健一

1. 伊勢市バリアフリーマスターplan策定にあたって

1-1. 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

このような社会的背景の下、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

また、平成30年5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「マスターplan」という。）を定める制度が新たに創設されました。マスターplanにおいては、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリーについて考えを共有し、具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことが求められています。

本市においても少子高齢化が進行する中、障がい者人口も増加の傾向にあります。また、全国でも有数の観光地であり、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。このため本市は、平成29年2月に、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることにより、高齢者や障がい者等の社会参加や、国内外からの来訪者との交流を促進することを目的とした「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。基本構想においては「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置づけており、令和3年度末現在も各施設管理者によるバリアフリー化事業を推進しているところです。

これらの社会背景や新たな制度の創設、これまでの本市における取り組みを受けて、この度本市は、市全体としてのバリアフリー化の方針を定め、それを広く共有すると共に、市内において特にバリアフリー化が必要である地区において計画的にバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的として、「伊勢市移動等円滑化促進方針（伊勢市バリアフリーマスターplan）」を策定します。

表 近年の福祉に関する主な法律の動き

年	法 律
平成18年	障害者自立支援法の施行
	バリアフリー法の施行
平成23年	障害者基本法の一部を改正する法律の施行
平成25年	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改題）
平成28年	障害者差別解消法の施行
平成30年	バリアフリー法の一部を改正する法律の施行
令和2年	バリアフリー法の一部を改正する法律の施行

1-2. マスタープランの位置づけ

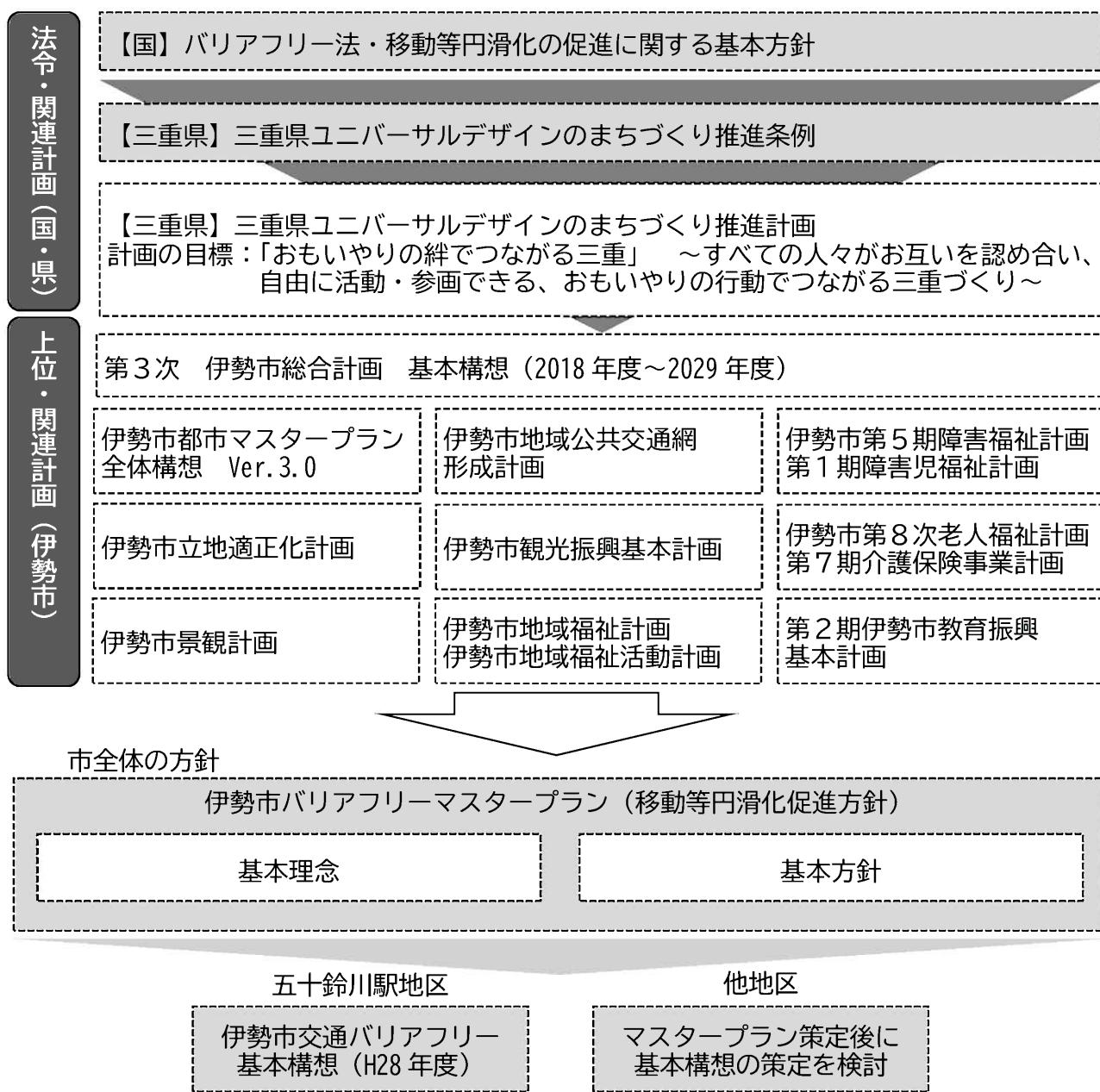
伊勢市バリアフリーマスタープランは、本市のバリアフリーに関する全体的な方針を示すものです。そのため、本市の上位計画である伊勢市総合計画や、関連計画である伊勢市都市マスタープラン、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光振興基本計画の他、三重県の条例や関連計画との整合を図ります。

また、平成28年度策定の「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の基本理念や基本方針の考え方を踏まえ、市としての包括的なバリアフリー化の方向性を、今後の地域の特性に応じた事業展開を見据えた上で、定めることとします。

【参考】 伊勢市バリアフリー基本構想（平成29年2月）

重点整備地区	五十鈴川駅周辺地区
基本理念	市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針	<p>重点整備地区におけるバリアフリー化の促進</p> <p>当市において、市民や来訪者による移動頻度が高い施設が集積しており、バリアフリー化の必要性が高いと考えられる地区を重点整備地区として設定し、高齢者や障がい者などあらゆる人が施設の利用や地区内の移動を安全かつ円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。</p> <p>当時者視点でのバリアフリー化の促進</p> <p>バリアフリー化を実施する際には、使う人にとって本当に使いやすい施設・道路となるように、福祉団体や高齢者・障がい者団体などの協力を仰ぎつつ、当事者の視点に立った整備を促進するよう努めます。</p> <p>心のバリアフリーの促進</p> <p>だれもが過ごしやすいまちをつくるためには、市民ひとりひとりがバリアフリー化の重要性や、高齢者や障がい者、妊産婦など、日常生活において配慮が必要な人々への理解を深め、行動につなげることが必要です。こうした「心のバリアフリー」を進めるため、バリアフリーに関する情報の発信や、市民等に対する啓発など、ソフト面での取り組みを進めます。</p>

図 バリアフリーマスターplanの位置付け



1-3. 計画期間

本マスターplanの期間は、2035年度（令和17年度）とし、おおむね15年間の計画とします。

バリアフリー法第24条の3により、おおむね5年ごとに促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じてバリアフリーマスターplanを変更するものとされています。

本市の基本的な施策の指針である、第3次伊勢市総合計画の計画期間は、中期が2025年度（令和7年度）、長期が2029年度（令和11年度）となっており、また本市の全体的な都市づくりの方針である伊勢市都市マスターplan全体構想 Ver.3.0 の目標年次は2033年（令和15年）となっています。

また、第63回神宮式年遷宮が2033年（令和15年）に予定されており、その前後を含む3年間は、特に移動需要が高まることから、本マスターplanにおいては、2035年度（令和17年）を目標年次とし、総合計画や都市マスターplanの計画期間を踏まえ、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要があると認めるときは、本マスターplanの見直しを行います。

年度	第3次総合計画	都市マスターplan全体構想	バリアフリー マスターplan (本計画)	その他
2020			策定	
2021	前期計画期間・完了			国民体育大会（三重とこわか国体） 全国障がい者スポーツ大会（三重とこわか大会）
2022			5年間	
2023				
2024				
2025	中期計画期間・完了		評価	
2026				お木曳行事
2027			5年間	リニア中央新幹線（東京—名古屋間）開通予定
2028				
2029	長期計画期間・完了			
2030			評価	
2031				
2032				
2033		目標年次	5年間	第63回神宮式年遷宮
2034				
2035			目標年次	

2. 移動等円滑化促進地区の抽出

2-1. 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区とは生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区のことであり、バリアフリーマスタートップランにおいては、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示します。なお、移動等円滑化促進地区において具体的なバリアフリー化整備事業を行う際には、基本構想を策定し、重点整備地区を位置づけることを検討します。

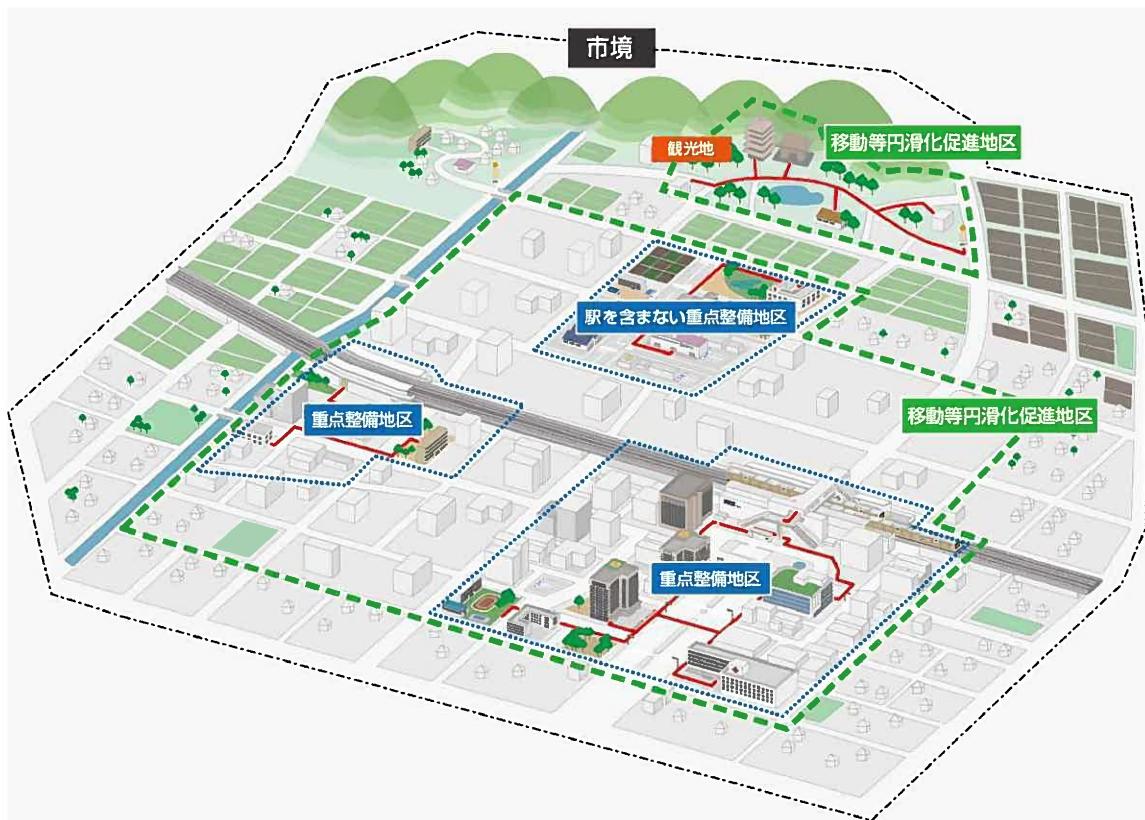


図 バリアフリーマスタートップランと基本構想のイメージ

資料：国土交通省

表 用語の意味

用語	説明
生活関連施設	鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
生活関連経路	生活関連施設相互の経路 (それらの間の移動は通常徒歩で行われること)
重点整備地区	移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

2-2. 移動等円滑化促進地区の選定

(1) 基本的な考え方

移動等円滑化促進地区の選定にあたっては、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と、平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区の考え方を踏まえ、下記のような選定基準を設定しました。

選定の考え方として、移動等円滑化促進地区の要件1～3毎に具体的な指標をそれぞれ設定し、指標毎に順位づけ・得点化を行います。

要件1は、生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とされていることから、高齢者や障がい者がよく利用する地域や生活関連施設の有無で評価を行います。

要件2は、生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路、その他的一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化促進することが特に必要であると認められる地区とされていることから、鉄道駅の平均乗降客数や、鉄道駅と連携して公共交通の利用促進が期待できるバスの利用客数をもとに旅客施設関連の評価を行います。

要件3は、当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区とされていることから、都市マスタープランによる今後のまちづくりでの位置づけや主要な観光施設の入込数から最寄り駅の評価を行います。

各評価結果を踏まえて、要件1～3すべてを満たし、かつ評価の総合点が高い駅を中心とした地区が、本市の中でもバリアフリー化を促進する必要性が高い地区であると判断し、移動等円滑化促進地区として選定します。

表 移動等円滑化促進地区の要件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第2条第1項20号の2）

要件1	生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
要件2	生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路、その他的一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化促進することが特に必要であると認められる地区であること
要件3	当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

表 伊勢市の移動等円滑化促進地区選定の考え方

評価指標	考え方
要件1 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	
(ア) 障がい者などが主に利用する駅周辺地域	高齢者や障がい者、子ども連れの方などが多く利用する地区は、バリアフリー化の必要性が高い
(イ) 生活関連施設候補数	
要件2 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	
(ウ) 鉄道駅の1日あたりの平均乗降客数	駅や駅周辺のバス停などの公共交通機関の利用が多いほど、高齢者や障がい者、子ども連れの方が利用する機会が多いと考えられ、バリアフリー化の必要性が高い
(エ) バス停の1日あたりの平均乗降客数	
要件3 バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	
(オ) 都市マスターplanの位置づけ	上位計画と整合したバリアフリー化が重要となる
(カ) 観光客入込数	観光客が多く、市内外から多くの人が利用する施設は、障がい者や高齢者などの利用も多く、バリアフリー化の必要性が高い

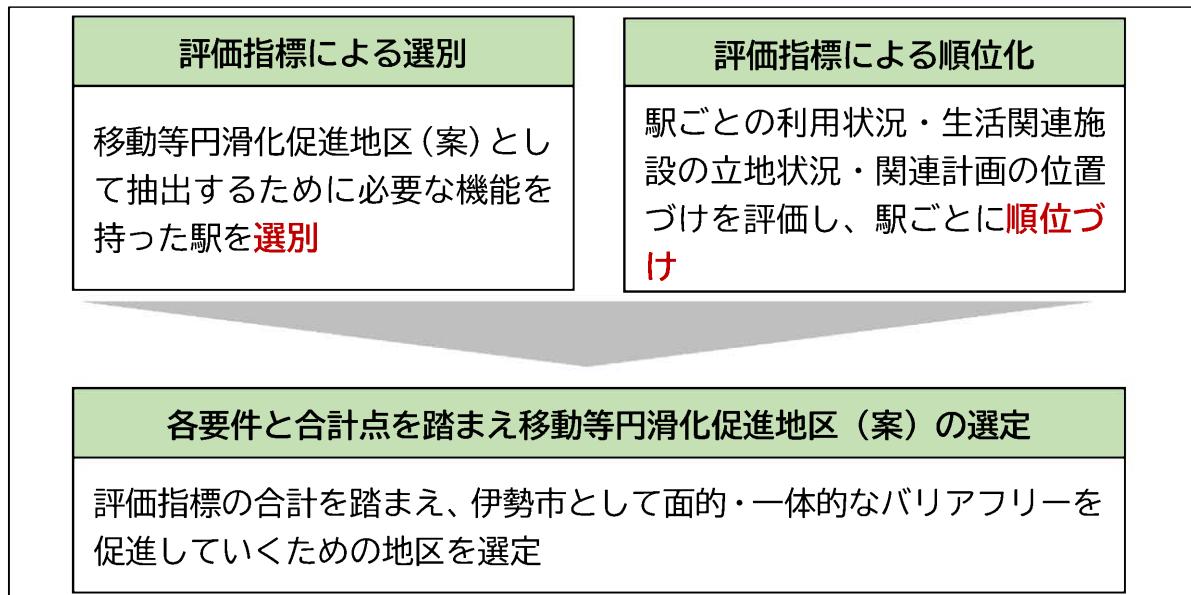
(2) 選定フロー

下記のフローと選定の考え方に基づき、移動等円滑化促進地区を選定します。

まず、各評価指標に対して、移動等円滑化促進地区として抽出するための基準値を設定し、その基準値を満たしているかどうかの判断（選別）を行います。それと合わせて、評価指標毎に個別で評価を行い、評価指標の得点を算出します。各要件で基準値を満たし、かつ、各評価指標の総合点が高い上位3駅を、移動等円滑化促進地区として選定します。

なお、伊勢市駅はJR線と近鉄線の2駅がありますが、一つの駅として評価を実施し、近鉄線の五十鈴川駅については、平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において五十鈴川駅周辺重点整備地区として指定しており、事業着手に至っていることから、五十鈴川駅周辺重点整備地区の区域を移動等円滑化促進地区として位置づけることとします。

図 選定フロー



(3) 移動等円滑化促進地区の選定

各評価指標による結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区として抽出するための基準を満たしているかどうかの判断を行います。各要件及び各評価指標による結果は、次ページの表のとおりです。

【要件の評価基準】

○：各要件の評価指標の内、1つでも基準値を満たしている

×：各要件の評価指標の内、1つも基準値を満たしていない

表 各要件の評価結果

	五十鈴ヶ丘駅 【JR】	宮川駅 【JR】	二見浦駅 【JR】	山田上口駅 【JR】	松下駅 【JR】
要件1	○	○	○	○	○
評価指標(ア)	×	○	×	×	×
評価指標(イ)	○	○	○	○	○
要件2	○	×	○	○	×
評価指標(ウ)	×	×	×	×	×
評価指標(エ)	○	×	○	○	×
要件3	○	○	○	×	○
評価指標(オ)	○	○	○	×	×
評価指標(カ)	×	×	○	×	○

	伊勢市駅 【近鉄・JR】	宇治山田駅 【近鉄】	明野駅 【近鉄】	宮町駅 【近鉄】	小俣駅 【近鉄】	朝熊駅 【近鉄】
要件1	○	○	○	○	○	×
評価指標(ア)	○	○	○	○	○	×
評価指標(イ)	○	○	○	○	○	×
要件2	○	○	○	○	×	×
評価指標(ウ)	○	○	○	×	×	×
評価指標(エ)	○	○	×	○	×	×
要件3	○	○	×	×	○	×
評価指標(オ)	○	○	×	×	○	×
評価指標(カ)	○	○	×	×	×	×

移動等円滑化促進地区の要件及び評価指標に基づいて評価を行った結果、各要件で評価基準を満たしており、かつ総合順位の高い「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅地区」を本市の中でも優先的にバリアフリー化を進めて行く地区である移動等円滑化促進地区として選定します。

なお、伊勢市駅と宇治山田駅は本市都市マスターplanにおいて一体的な中心市街地として位置づけていることから、個別に地区の設定を行わず、両駅を合わせた面的なエリアを一つの地区として設定します。

3. 基本的な方針

3-1. 伊勢市のバリアフリーに関する問題点

(1) 問題点の抽出

本市のバリアフリーに関する現況を各種の調査で把握し、下記に示すような問題点を抽出しました。

「現況整理」で市全体の動向や実態を把握するとともに、「住民アンケート」と「関係団体ヒアリング」を実施し、市民や移動にバリアを抱えている方の意見を把握しました。また、それらの結果を踏まえて、移動等円滑化促進地区として選定した「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」と「二見浦駅周辺地区」において、まち歩き（現地確認）を実施することで、実際の移動を想定した場合の問題点や改良の必要性を把握しました。

また、上記で把握した問題点等を「駅・施設の整備（新規整備）」「経路の整備（新規整備）」「改良（維持）」「情報提供（ソフト）」「意識づくり（ソフト）」の5つの視点で整理しました。

伊勢市のバリアフリー化の視点（キーワード）

駅・施設の整備
(新規整備)

経路の整備
(新規整備)

改良
(維持)

情報提供
(ソフト)

意識づくり
(ソフト)

現況整理 ⇒ 【伊勢市全体の動向や問題点】

高齢化社会に向けた対応

- ・人口減少社会
- ・高齢化率の増加
- ・障害者等手帳所持者の増加

来訪者に向けた対応

- ・来訪者は増加傾向
- ・伊勢神宮の車イス利用者は微増
- ・伊勢神宮周辺や二見浦地域に観光客が集中

バスのバリアフリー化

- ・内宮前バス停、宇治山田駅前バス停、伊勢市駅前バス停などで1日あたりの平均乗降客数が1,000人以上

駅のバリアフリー化

- ・伊勢市駅、宇治山田駅で乗降客数が最多
- ・明野駅、五十鈴川駅で1日あたりの平均乗降客数が2,000人以上

市民アンケート ⇒ 【利用者・市民視点からの問題点】

施設のバリアフリー化

- ・主な外出の目的は買い物や通院、公共交通機関や銀行、郵便局、子育て施設への用事等
- ・主な目的地の最寄り駅は伊勢市駅や宇治山田駅周辺

通行空間の改良

- ・通路の幅員や道路の凹凸、段差
- ・ベンチ等の休憩施設の有無
- ・バス停やタクシー乗り場での屋根の有無

心のバリアフリーへの意識

- ・見た目で分からぬ障がいに対する理解や、移動時の手助け・声かけの必要性
- ・バリアフリーの教育や意識向上

情報提供・周知活動

- ・バリアフリーに関する情報提供
- ・市などで実施しているバリアフリーに関する取り組みの周知

事業者・関係団体ヒアリング ⇒ 【事業者・利用者視点からの問題点】

旅客施設などのバリアフリー化

- ・一部の駅やバス車両はバリアフリー未対応
- ・ほとんどのタクシー車両はバリアフリー未対応
- ・整備費用や維持更新に関する費用の高騰

既存設備の改良

- ・以前に整備した箇所の補修や現行の法令基準への引き上げ改修の必要性

旅客施設や道路などのバリアフリー化

- ・ホームと列車の隙間や駐車場からの経路
- ・エレベーターやエスカレーターの有無
- ・道路上の段差や凸凹、誘導用ブロックの有無

当事者視点に合わせた改良

- ・誘導用ブロックでの誘導案内
- ・道路の勾配や傾斜の改修、舗装の老朽化
- ・障がいの種類に合わせた施設整備

提供する情報の充実

- ・分かりやすい情報提供の充実
- ・当初の予定(旅先、トイレ、駐車場など)がダメになった場合の代替案の提供

情報提供手段の確保

- ・列車や駅構内、バス乗車中の情報提供
- ・コミュニケーション手段の確保
- ・緊急時の情報の入手方法

住民マナーの改善や向上

- ・歩道上の路上駐車、施設利用のマナー
- ・気軽に相談できる環境
- ・障がいに対する理解

まち歩き（現地点検） ⇒ 【利用者を想定した場合の問題点】

旅客施設や道路等のバリアフリー化

- ・旅客施設のバリアフリー未対応
- ・誘導用ブロックの整備や道路の凸凹、段差、エスコートゾーンの有無

当事者視点に合わせた改良

- ・舗装や誘導用ブロックの劣化
- ・道路の傾斜や勾配
- ・歩行空間の明確化

移動情報・観光情報の提供

- ・バス停の位置や二次交通の情報提供
- ・観光地までの経路情報
- ・バリアフリー対応に関する事前情報

住民マナーの改善

- ・歩道上の路上駐車
- ・歩道上の店舗看板
- ・民家の車庫入口にある鉄板のスロープ

(2) バリアフリーに関する課題の整理

整理した問題点を踏まえて、それぞれ「新規整備」「維持」「ソフト」の視点から、次の3点にまとめました。

課題1 ネットワークとして機能するバリアフリー経路の整備

市内でも依然として施設の間を繋ぐ経路でバリアフリーに対応していない箇所があります。公共施設や駅舎など各拠点のバリアフリー化に加え、拠点同士を結ぶ経路などについてもバリアフリー化を行い、旅客施設や公共施設などを拠点とし、障がい者や高齢者、子育て世代の方など、誰もが行きたい場所へ安心して快適に移動できるバリアフリー空間の整備を進めて行く必要があります。



写真：歩道の段差

課題2 繼続的なバリアフリー整備と改良促進

バリアフリーの整備基準を満たしているような箇所でも高齢者や障がい者、子育て世代の方々にとって使いにくい場所や、経年劣化によって使いにくくなっている箇所があります。既にバリアフリー化を行った箇所でも、定期的な見直しを図るとともに、関係団体や当事者と協力し、実際の利用者の声を聞きながら市内の移動等におけるバリアを改善・改良していくことが重要です。



写真：障害者誘導用ブロック

課題3 移動を支える分かりやすい情報提供と住民マナーの向上

伊勢市は観光客の多い地域であるため、駅を拠点とした分かりやすい乗り継ぎ手段や交通手段の提示等の情報提供を行うとともに、行政やNPOで実施している多様なサポート事業の周知を行うなど、誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを促進する必要があります。また、自らの行動が障がい者や高齢者、子育て世代の方々の移動のバリアとならないように、住民マナーの意識向上など心のバリアフリーを広めていく必要があります。



写真：歩行者スペースにおける駐車車両

3-2. 基本理念と基本方針

「バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえて、下記のように基本理念と基本方針を設定します。なお、基本理念は、平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の基本理念を踏襲し、市全体として一つの理念のもと、地域特性に合わせた細かいバリアフリー化を展開していきます。

基本理念 市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり

基本方針1

■快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備

誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、障がい者や高齢者、子育て世代の方だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。

基本方針2

■利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進

バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。

基本方針3

■共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成

市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取組に関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。

4. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路

4-1. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路に関する考え方

(1) 移動等円滑化促進地区の区域に関する考え方

本市における移動等円滑化促進地区の区域は、以下に示す考え方によって設定します。

【考え方 その1】

高齢者や障がい者などが日常生活を送る上で利用する生活関連施設（駅などの交通結節拠点や主要なバス停、市役所などの公共施設、福祉施設など）だけでなく、来訪者が観光で訪れた際に利用する生活関連施設（観光施設やホテルなど）を一定数含み、かつそれらの施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲を、本市の移動等円滑化促進地区とします。

【考え方 その2】

交通結節拠点である鉄道駅のうち、本市の玄関口である伊勢市駅や宇治山田駅とその周辺、及び観光資源の豊富な二見浦地区における交通結節拠点である二見浦駅とその周辺について、各施設間においてバリアフリー化された経路を確保することが特に必要であると認められる範囲を、本市の移動等円滑化促進地区とします。

【考え方 その3】

当該地区の通常徒歩で移動する範囲内において、生活関連施設となりうる施設の集積状況を踏まえ、かつ関連計画との整合を図り、移動等円滑化促進地区を設定する。

(2) 生活関連施設と生活関連経路の考え方

本市における生活関連施設と生活関連経路について、平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の生活関連施設の考え方や、本マスタープランにおける住民アンケート及び事業者・関係団体ヒアリングの結果、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）を踏まえ、次ページのように設定します。

表 生活関連施設と生活経路の基本的な考え方

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン<抜粋>
(国土交通省)

生活関連施設の考え方
<p>●常に多数の人が利用する施設を選定する</p> <p>旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置付けることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。</p>
<p>●高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する</p> <p>老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。</p>

生活関連経路の考え方
<p>●より多くの人が利用する経路を選定する</p> <p>生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。</p>
<p>●生活関連施設相互のネットワークを確保する</p> <p>（上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する）生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。</p>
<p>●隣接自治体との連続性を確保する</p> <p>生活関連施設が隣接する自治体にある場合には、生活関連経路の連続性を担保しておくことが重要です。隣接自治体と密な協議により連続性のある生活関連経路の設定が望ましいと考えられます。</p>

表 本マスタープランにおける考え方

生活関連施設	
官公庁	市関連施設（市役所等）、県事務所、税務署、法務局、裁判所、警察署など
金融機関等	銀行、郵便局など
商業施設	娯楽施設（劇場、観覧場、映画館、演芸場など）、展示施設、物品販売施設、飲食施設、サービス施設、宿泊施設（ホテル・旅館など）などで、用途面積が2,000m ² 以上のもの
子育て支援施設	保育所、認定こども園など
教育文化施設等	スポーツ施設（体育館、プールなどで、一般開放されているもの）、美術館、博物館、図書館など
社会福祉施設	老人福祉センター、身体障がい者福祉センターなど、公共施設であるもの
観光施設	市内の観光施設の中でも市内・市外から多くの利用者が見込まれる施設（観光統計記載の施設）
都市公園	都市公園のうち、街区公園を除くもの（地区住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園）
路外駐車場	バリアフリー法に基づく特定路外駐車場（500m ² 以上かつ料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物・公園施設・建築物・建築物に付随しているものを除く）。
旅客施設	伊勢市の移動等円滑化促進地区選定の考え方に基づき抽出された地区を形成する中心的な鉄道駅

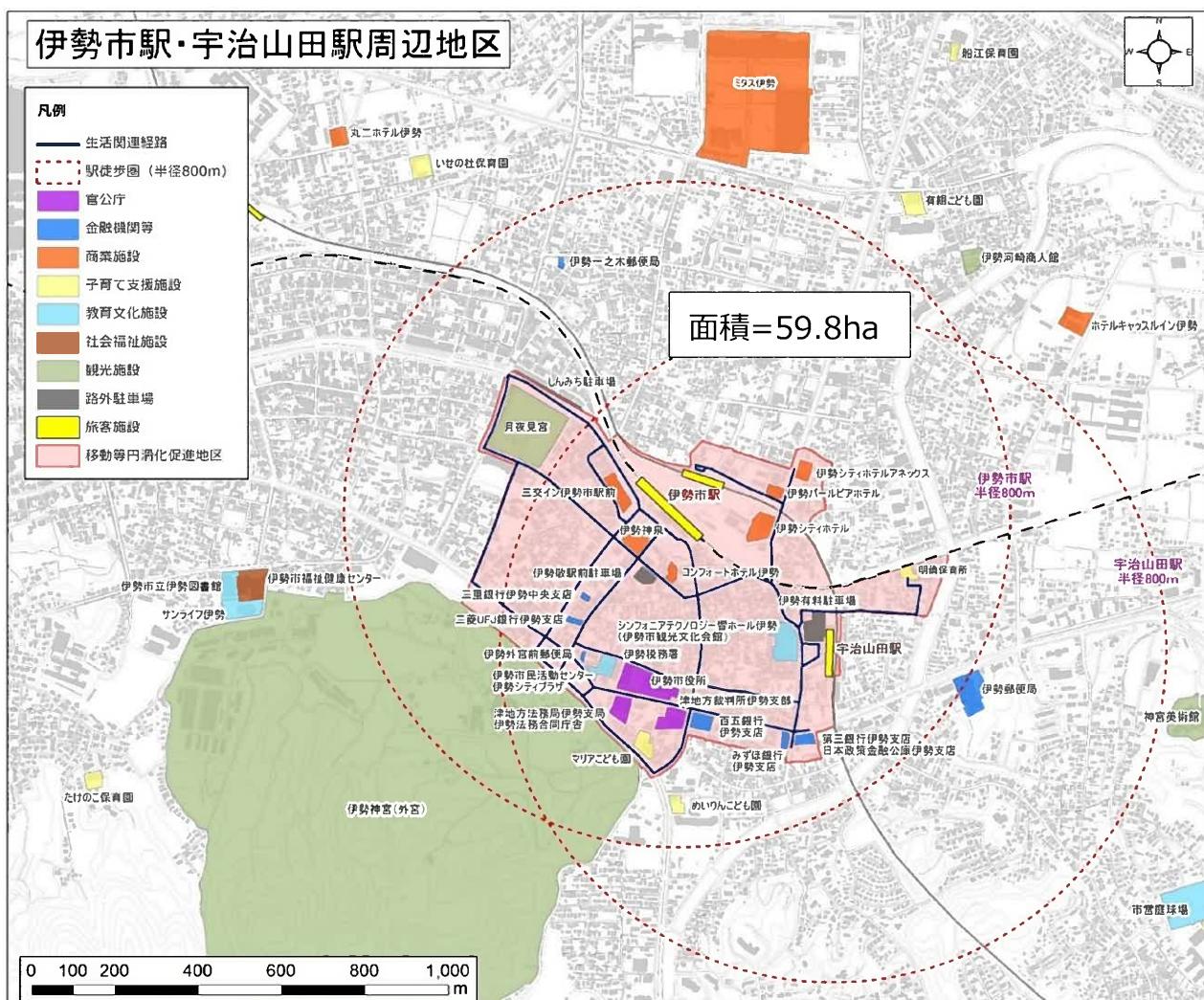
生活関連経路	
【伊勢市・宇治山田駅周辺地区】	旅客施設（伊勢市駅・宇治山田駅）や官公庁（伊勢市役所）を核とする多極的なネットワークにより、日常生活から観光まで、多様な交通動線に対応した生活関連経路を設定
【二見浦駅周辺地区】	二見浦駅～二見浦表参道バス停～二見浦公園までの主要な観光ルートと周辺の公共施設をカバーする支線（フィーダー）型生活関連経路を設定

4-2. 移動等円滑化促進地区の設定

本市における移動等円滑化促進地区の区域に関する考え方を踏まえて、下記のように伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区及び二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区的区域及びそれに付随する生活関連施設・生活関連経路を設定します。

(1) 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は本市の交通結節拠点であり、中心市街地でもあることから多数の公共・公益施設が立地していると同時に、社会福祉法人等が運営する小規模な社会福祉施設等や、生活に密接した商業施設が立地している地区です。また、伊勢市駅周辺には複数のホテルなども立地しており、神宮（外宮）にも近く来訪者が多数訪れることから、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区では市民の生活を考慮するとともに、来訪者の観光動線も考慮した地区とします。



※半径 800m：立地適正化計画（「都市構造の評価に関するハンドブック」における徒歩圏）

図 移動等円滑化促進地区(伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区)

表 生活関連経路一覧

分類	路線名
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線
主要地方道	鳥羽松阪線
主要地方道	伊勢磯部線
主要地方道	伊勢南島線
市道	北口線
市道	岡本吹上線
市道	岡本岩渕3号線
市道	外宮参道線
市道	本町宮川堤線
市道	世木社文庫線
市道	岩渕線
市道	外宮二見線
市道	宮後1丁目1号線
市道	藤社御園線
市道	吹上2丁目6号線
市道	吹上2丁目7号線
市道	岩淵吹上4号線
市道	神路線

表 生活関連施設一覧

種類	施設名
官公庁	伊勢市役所
	津地方裁判所伊勢支部
	津地方法務局伊勢支局
	伊勢税務署
	伊勢法務合同庁舎
金融機関等	第三銀行伊勢支店
	みずほ銀行伊勢支店
	百五銀行伊勢支店
	日本政策金融公庫伊勢支店
	三菱UFJ銀行伊勢支店
	三重銀行伊勢中央支店
	伊勢外宮前郵便局
商業施設	伊勢神泉
	伊勢シティホテルアネックス
	伊勢パールビアホテル
	伊勢シティホテル
	コンフォートホテル伊勢
	三交イン伊勢市駅前
子育て支援施設	マリアこども園
	明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (伊勢市観光文化会館)
	伊勢市民活動センター
	伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮
路外駐車場	伊勢駅前駐車場
	伊勢有料駐車場

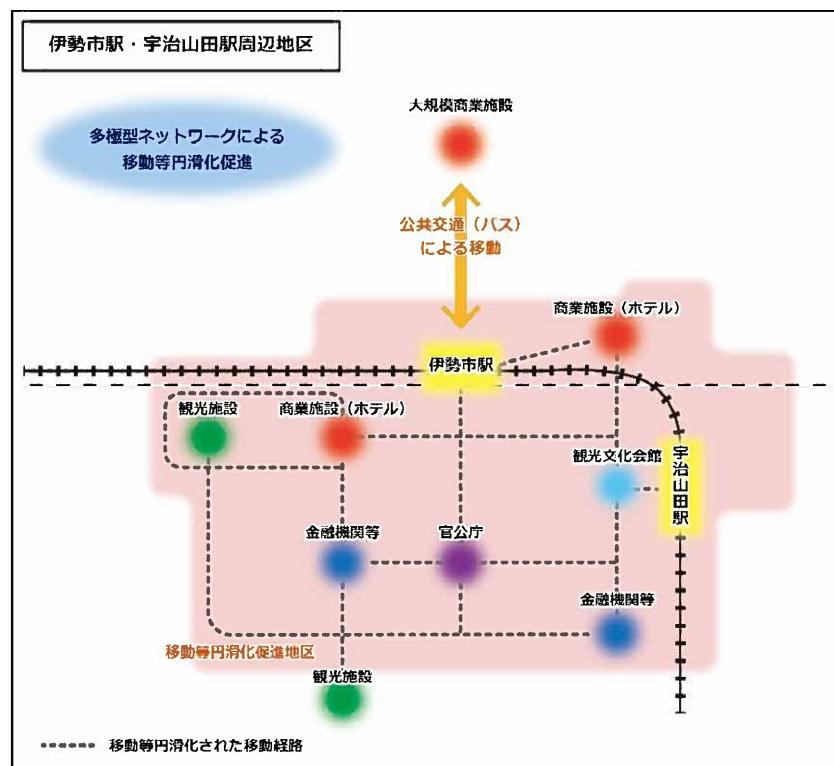
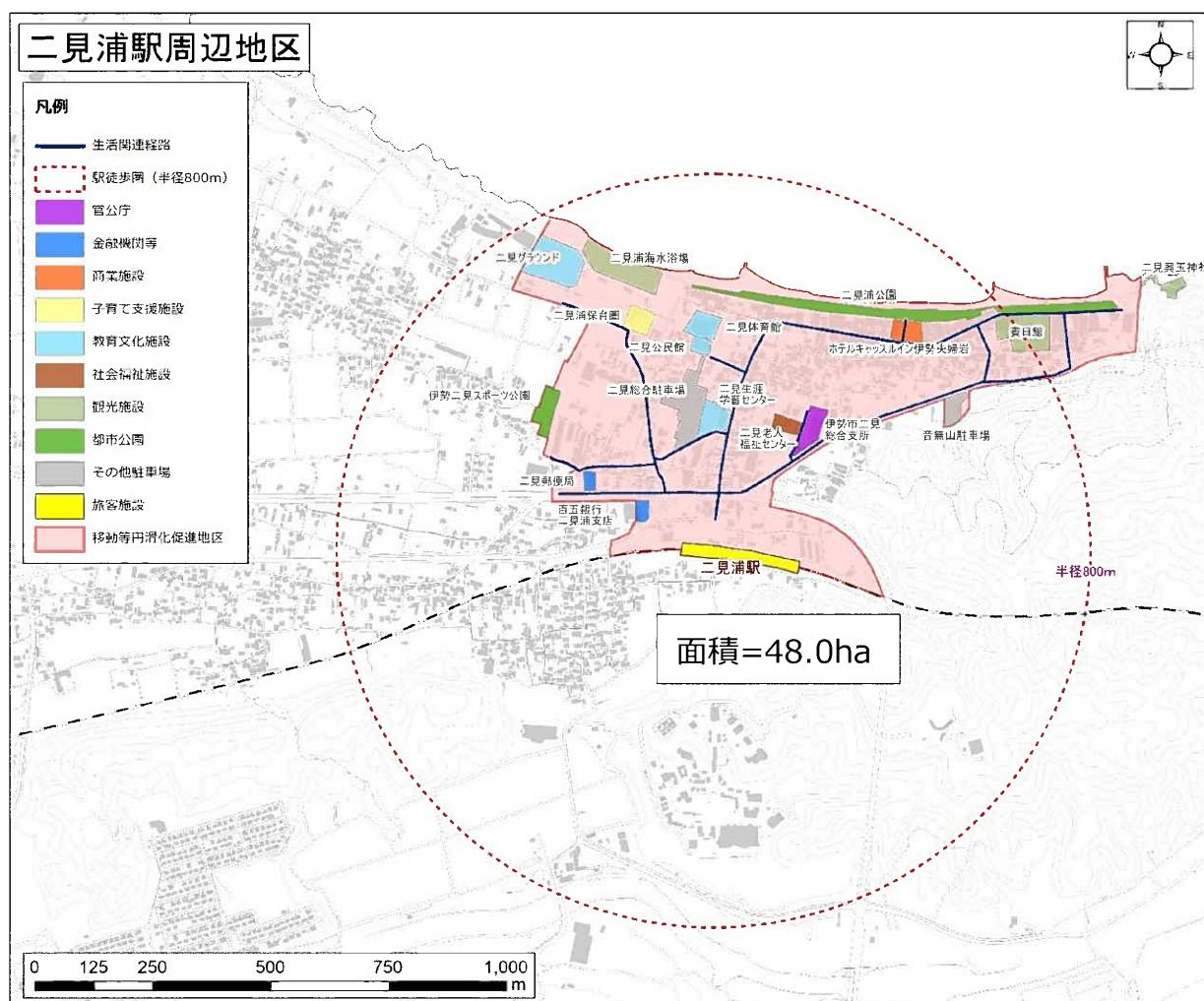


図 移動等円滑化促進地区における将来イメージ(伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区)

(2) 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定

二見浦駅周辺地区は、伊勢市都市マスター・プランにおいて観光交流拠点に位置付けられています。また、伊勢志摩国立公園や名勝二見浦にも指定されていることから、施設整備や改修にあたっては配慮が必要な地域です。駅周辺には公民館や支所、社会福祉法人等が運営する福祉施設が立地しており、地域住民にとっても生活の拠点となりうる場所であることから、今後バリアフリー化を促進することにより、日常生活における移動円滑性の確保や、二見浦駅と観光施設間の周遊性への貢献を考慮した地区とします。



※半径 800m：立地適正化計画（「都市構造の評価に関するハンドブック」における徒歩圏）

図 移動等円滑化促進地区(二見浦駅周辺地区)

表 生活関連経路一覧

分類	路線名
国道	国道42号
市道	茶屋1号線
市道	茶屋2号線
市道	茶屋4号線
市道	茶屋8号線
市道	茶屋12号線
市道	茶屋17号線
市道	茶屋25号線
市道	荘5号線
市道	荘25号線

表 生活関連施設一覧

種類	施設名
官公庁	伊勢市二見総合支所
金融機関等	二見郵便局 百五銀行二見浦支店
商業施設	ホテルキャッスルイン伊勢夫婦岩
子育て支援施設	二見浦保育園
教育文化施設	二見生涯学習センター
	二見公民館
	二見体育館
	二見グラウンド
社会福祉施設	二見老人福祉センター
観光施設	賓日館
	二見浦海水浴場
都市公園	二見浦公園
	伊勢二見スポーツ公園
その他駐車場	二見総合駐車場
	音無山駐車場

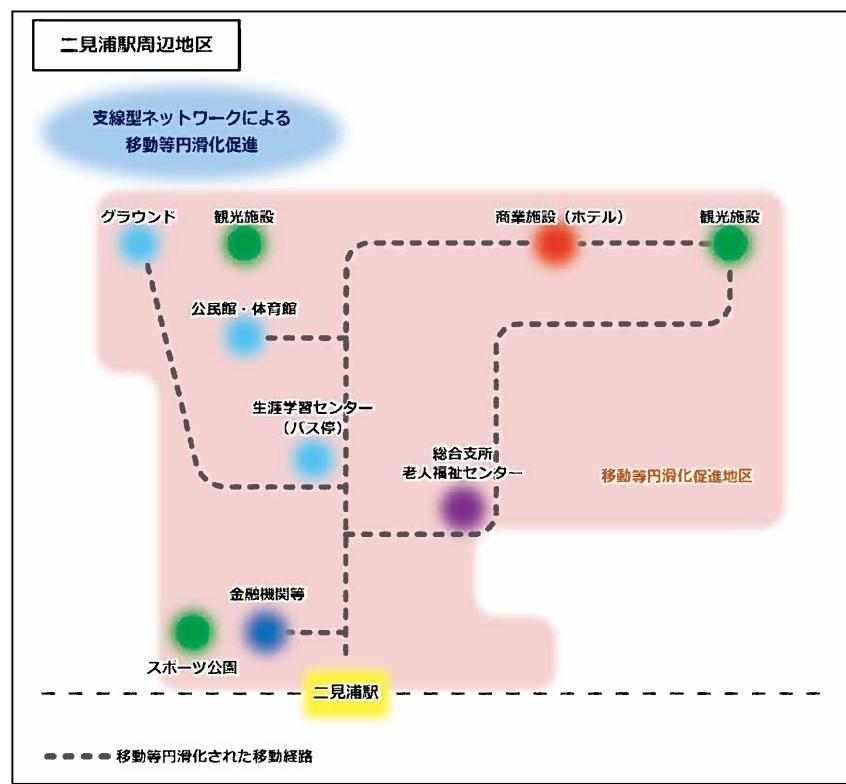


図 移動等円滑化促進地区における将来イメージ(二見浦駅周辺地区)

4-3. 移動等円滑化の促進に関する取り組み

バリアフリー整備ガイドライン（国土交通省）や三重県ユニバーサルデザイン条例、「関係団体ヒアリング」「住民アンケート」「まち歩き（現地確認）」などの結果や、実際の利用者意見等を踏まえた形で、各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組みを下記のように設定します。

取り組み項目
道路
<ul style="list-style-type: none">➢ 車いす利用者や視覚障がい者の利用を考慮した歩道の平坦性の確保➢ 歩行空間の凹凸や段差、障害物（グレーチングの溝）などの解消➢ 経年劣化などによる歩道の凹凸の維持管理➢ 視覚障害者誘導用ブロックなどの設置や規格の統一➢ エスコートゾーンや歩行者用信号機音響装置の整備・点検➢ 歩道のない区間における安全な歩行空間の確保➢ 車いす利用者と視覚障がい者の双方を考慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
建築物
<ul style="list-style-type: none">➢ 施設の出入口の段差・勾配の解消➢ 車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保➢ 車いす利用者や視覚障がい者に考慮した扉や建具の整備➢ 多機能トイレの整備
駐車場
<ul style="list-style-type: none">➢ 障がい者専用スペースの確保と出入口までの動線の確保➢ 雨天時などでも濡れずに利用できるような経路の確保➢ 駐車場出入口と歩道の勾配の解消➢ 一般利用者へのマナー周知（健常者の障がい者専用スペース利用の自粛など）
公共交通
<ul style="list-style-type: none">➢ トイレやエレベーター、乗車位置などの分かりやすい案内表示➢ 障がいの特性を踏まえた見やすい料金表や券売機の整備➢ 自動ドアやエレベーターなど駅構内の経路の確保➢ 多機能トイレや内方線などのバリアフリー設備の整備➢ 緊急ボタンなど緊急時の連絡手段、コミュニケーション手段の確保➢ バス停における目的地やダイヤなどの分かりやすい情報提供➢ バス停の上屋やベンチなど待機空間の整備➢ バス車両のバリアフリー化、乗り口と道路の段差解消

取り組み項目

案内、情報提供

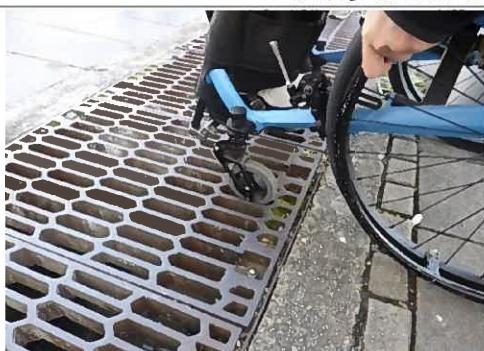
- 一方通行区間や自転車走行禁止エリアなど交通規制の分かりやすい標示
- バス停位置など分かりやすい情報提供
- 駅などの交通結節点における観光案内の拡充
- 観光地などにおけるバリアフリー情報の事前発信
- 障がいの特性を踏まえた見やすく、分かりやすい経路案内の整備

その他

- 不法占有（駐車・看板・自転車）などの解消のための住民マナーの向上
- 心のバリアフリーに関する意識醸成

※「三重県ユニークデザインのまちづくり推進条例 整備マニュアル」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等を基準に取り組む

まち歩きにより確認した現地の状況



写真：グレーチングの溝

写真：券売機の蹴り込み



写真：歩行者スペースにおける駐車車両

写真：高齢者体験



写真：駐車場から観光地に向かう砂利道

5. 行為の届出

5-1. 届出制度の概要

公共交通事業者または道路管理者は、旅客施設の建設または道路の新設等であって、移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれがある場合は、市町村に事前に届けなければならないとバリアフリー法に規定されており、マスタープランにおいて旅客施設や道路のどの部分について届出をしなければならないかを明確に記載する必要があります。

表 行為の届出等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律<抜粋>（第二十四条の六）
移動等円滑化促進方針において定められた <u>移動等円滑化促進地区の区域</u> において、 <u>旅客施設の建設、道路の新設</u> その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、 <u>行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日</u> その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が <u>移動等円滑化促進地区</u> における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。
市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。



【効果・目的】

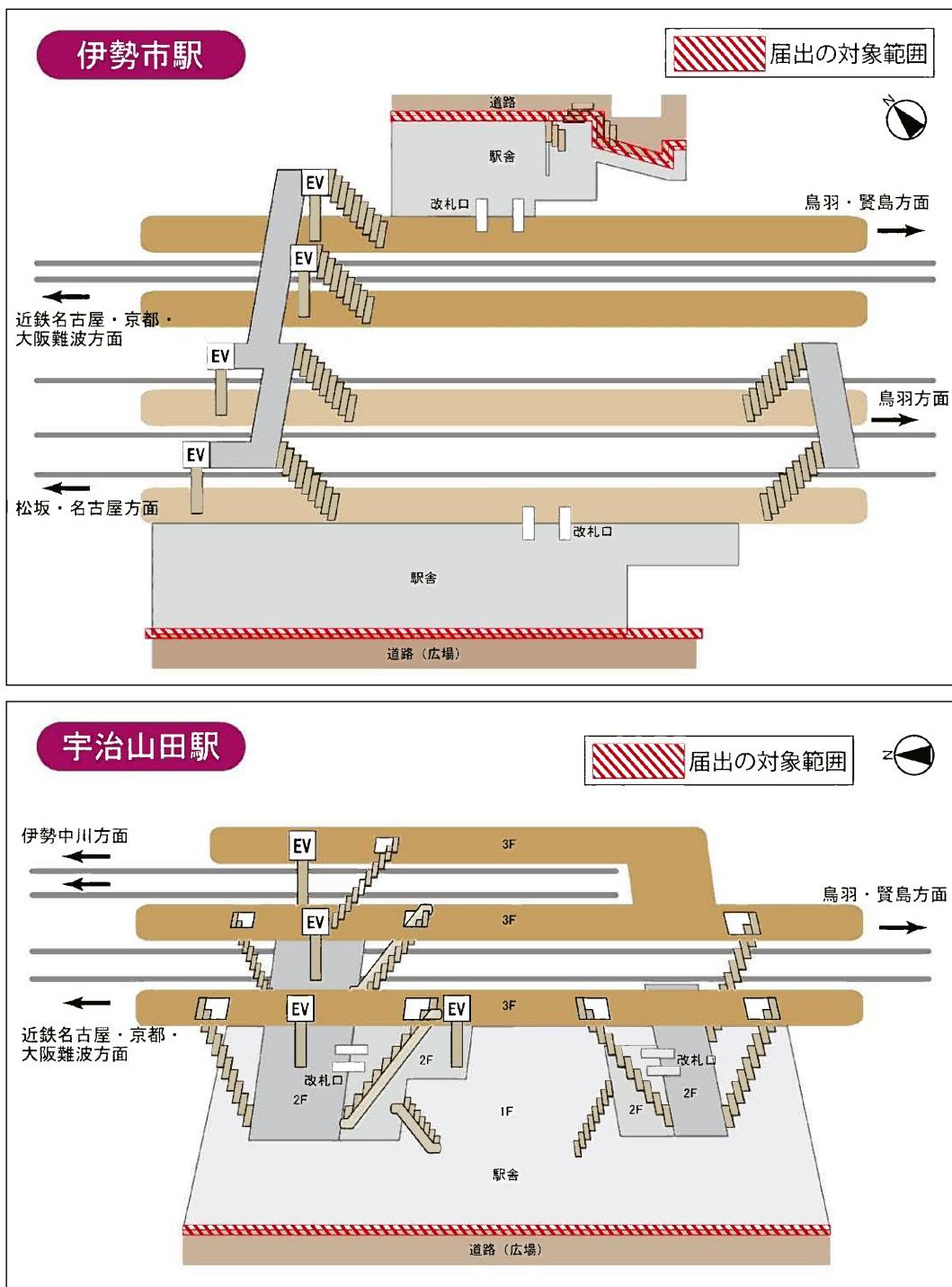
移動等円滑化促進地区の区域内で、旅客施設と道路の境目などにおいて、バリアフリー化が連續して確保されていないために、結果として高齢者、障がい者等が利用できない状態となるおそれがあるため、旅客施設と道路の境目等において改修等する場合、事業者が事前に市に届出を行うことで、市が改修内容の事前確認や必要に応じて改修内容の変更等の要請を行うことができ、施設間の連携が期待できる。

5-2. 届出制度の対象の指定

本マスターplanにおいて生活関連施設として位置付ける旅客施設について、バリアフリー法に基づく届出制度の対象範囲を設定します。なお、以下に示しているのは、道路と旅客施設の境界を表す模式図であることから、事業実施の際には、各駅において道路管理者と施設管理者が締結している協定による管理区分等を踏まえ、両者による協議のうえで、届出の対象とすべき範囲を確定するものとします。

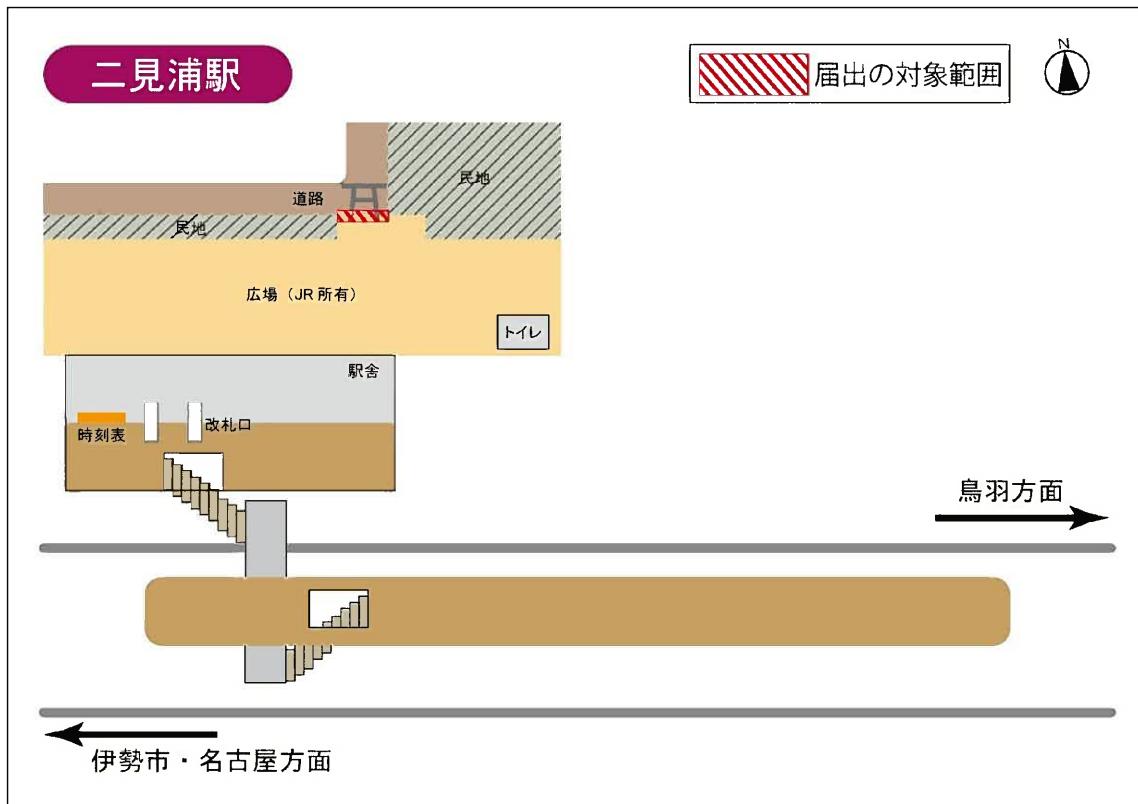
(1) 伊勢市・宇治山田駅周辺地区における届出制度の対象範囲

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



(2) 二見浦駅周辺地区における届出制度の対象範囲

二見浦駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



(3) 五十鈴川駅周辺地区における届出制度の対象範囲

五十鈴川駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲（案）は、以下のとおりです。

